

保育所等の設置認可にかかる意見聴取について

【議題の趣旨】

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における定員の設定及び利用定員の変更などについて、子ども・子育て支援事業計画との整合性を審議するにあたり、委員の皆様からご意見を聴取するものです。

○静岡西南区域における意見聴取について（【資料1-2】）

【説明】

- 主に、3ページの『1. 意見聴取内容の概要』にあるとおり、「小規模保育園むすびの設置者の変更」について意見聴取するものです。
- 小規模保育園むすびは、現在、個人事業主である塩澤玲子氏が個人で運営する小規模保育事業所ですが、令和4年4月より、塩澤玲子氏が代表者となる合同会社むすびが設置者となり、当該法人が運営を行うことを予定しています。
- 設置者変更後の利用定員は、4ページ上段の『3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策No27』のとおり、3号0歳児6名、3号1-2歳児12名の合計18名です。設置者の変更に伴う利用定員の変更は行いません。
- 静岡西南区域での利用定員の過不足は、4ページ上段の『3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策』の表の下部に示す『過不足（確保方策-R4量の見込み）の④欄2号定員（3～5歳の保育定員）19名、⑤欄3号0歳児13名の不足となります。生じている利用定員の不足数については、今後想定される既存保育施設の定員増や幼稚園の認定こども園への移行に伴う保育定員の設定によって確保する予定です。